

R5 要望内容	担当部署	回答 (R6年度の予算化が決定している場合は下線を引いてください)
I. 人手不足と物価高騰対策について		
1. 人材確保対策		
<p>(1)非常に多くの業界で叫ばれている人手不足を解消するためにも、高校生や大学生が地元に残り、県外に出た本県出身者が高知に戻って来るための対策について、高知県産業振興計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略の中での重点策として位置づけ、新卒就職希望者の県内就職(県外流出抑制)及びUIターン就職を促進する強力な手立てを講じること。</p>	商工労働部	<p>県内企業や県内の仕事について十分に知らないまま県外に進学・就職してしまう現状があります。県内企業を将来の就職検討の際の選択肢の一つにしてもらうため、小中学生、高校生、大学生、それぞれでの段階でのキャリア教育を一層推進することで、高知にも様々な仕事があることを知ってもらい、子どもたちの地域への愛着や誇りを育成してまいります。</p> <p>また、県内就職に興味・関心を持つ学生に県内企業の情報を届けるだけでなく、就職についてまだ具体像を描けていない学生にも本県で働く魅力をしっかりと届けて県内就職への興味・関心を深めてもらうよう、デジタル広告なども活用しながら、効果的な情報発信に取り組んでまいります。</p> <p>一方、学生を県内就職に誘導するための奨学金返還支援に多くの自治体が行っており、他県との競争に負けないよう、本県でも取り組んでまいります(下記(2)参照)。</p> <p>このように、全国で人材獲得競争が激化する中、実際に採用活動に携わる企業の採用力向上や、魅力ある職場づくりと採用後の企業の受入体制の整備に取り組んでまいります。</p> <p>なお、これらの施策は、高知県産業振興計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で重点施策として位置づけ、しっかりと取り組んでまいります。</p>
<p>(2)高知県内企業に就職し、一定期間継続勤務することを条件に若年就労者に対する奨学金の返済支援制度を設けること。</p>	商工労働部	<p>県内企業への就職と定着を支援するため、県内企業と協働して奨学金を返還している従業員に対し、その返還額の一部を助成する制度を令和6年度、創設します。</p> <p>多くの県内企業に制度を活用していただくことで、優秀な人材の採用と離職防止、定着につながるよう、周知に努めてまいります。</p>
<p>(3)移住者を対象とした空き家情報を拡充すること。また、移住促進住宅が増加するよう市町村に促すとともに、移住者が空き家を取得、修繕、リフォームするための移住者支援制度を設けること。</p>	中山間振興・交通部 土木部	<p>移住者向けの空き家情報につきましては、令和5年度から空き家バンクのVR化に取り組んでおり、高知県移住ポータルサイト「高知家で暮らす。」をはじめ、市町村の空き家バンクにおける機能の拡充を図ってきたところです。令和6年度からは全国版空き家バンクも活用していくなど、さらなる情報発信に努め、移住者の幅広いニーズに対応してまいります。</p> <p>また、市町村と地域団体が連携して取り組む空き家の掘り起こしについて、令和4年度に設置した県住宅課空き家対策チームが中心となって市町村を支援することで、掘り起こした空き家を移住促進住宅など移住者のための活用につなげてまいります。</p> <p>移住者向け住宅の空き家改修への支援につきましては、引き続き市町村を通じて実施してまいります。</p>
<p>(4)令和6年4月開設予定の高知工科大学データ&イノベーション学群のカリキュラムにおいて予定されている、県内企業等と連携したPBL(地域密着型の課題解決型学習)等を体験した学生が高知県に定着するよう、一歩踏み込んだ人材確保への支援施策を講じること。</p>	文化生活スポーツ部	<p>県内出身の学生は、比較的県内に定着しやすい傾向があることから、データ&イノベーション学群の入学定員における県内枠を他学群よりも増やしています。</p> <p>また、PBLを実施していく中で、より企業と学生の距離を縮めることができるよう、長期のインターンシップや有償インターンシップなどの展開も検討してまいります。</p>

R5 要望内容	担当部署	回答（R6年度の予算化が決定している場合は下線を引いてください）
<p>(5) 林業・木材業界が学生から就職先として選ばれにくい現状を解決するため、業界団体等の意見交換を行い、問題解決に向け協働すること。また、林業分野における将来的な外国人就労者の参入に向けた準備として、高知大学、高知県林業大学校において林業に特化した留学生の受け入れを進めるとともに、言語問題への対策を講じること。加え、特定技能も含め、林業の外国人技能実習生の職種指定を国に継続要望すること。</p>	<p>林業振興・環境部</p>	<p>令和4年度に林業大学校卒業生及び緑の雇用生並びに林業事業体にアンケートを実施するとともに、林業事業体との意見交換会を西部・東部の2カ所で開催しました。こうしたアンケートや意見交換から、就職先として選ばれるためには、林業事業体の職場環境改善などによる魅力向上が必要と考え、令和5年度に林業労働環境改善事業を創設し、事業体自らが行う職場環境改善の取り組みへの支援を行っているところであり、引き続き、業界団体等と協働し取り組んでまいります。</p> <p>また、留学生の受け入れについては、林業大学校は留学制度の適用外となるため対応できませんが、他大学等の留学生を研修生として短期間受け入れることは可能であるため、受講希望があった場合は調整していきたいと考えています。</p> <p>外国人技能実習生の職種指定については、令和2年度から国に対して、外国人技能実習制度2号及び特定技能1号への林業の職種追加について政策提言を実施しております。</p> <p>一方、国においては、令和5年6月から技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議において、外国人技能実習・林業の技能実習2号への職種の追加に向けた検討が開始されました。11月にまとめられた最終報告書では、技能実習制度が見直され、新たに「育成就労」制度が創設されることとなりましたが、林業分野の職種指定の議論には至っていないため、今後も国の動向を注視しながら、林業分野が職種指定されるよう国に要望していきたいと考えています。</p>
<p>(6) 事業体の収益力も厳しい中で再造林を進めるには、絶対的に人手が足りない状況にある。再造林をさらに進めるためには、長期に渡って林業経営を担う事業体が適切な事業収益を確保し、従事者に十分な賃金を支払える仕組みが必要となる。再造林率100%を達成した他県の事例などを参考に支援制度の在り方を検討すること。</p>	<p>林業振興・環境部</p>	<p>再造林を進めるためには、生産性や安全性の向上とともに、森林所有者の負担軽減を進めていくことが必要と考えています。</p> <p>そのため、令和5年9月に公表した再造林推進プランにおいて、これまで間伐が中心であった森の工場に皆伐・再造林を行う森林を含めた拡大・集約化するものとし、既存の作業道等の活用や、スマート林業の実証を進め、生産性や安全性の高い作業システムの導入に取り組むこととしています。</p> <p>再造林については、県単独の高上げ支援により最大95%まで補助するとともに、令和5年度からは、補助の対象となっていなかった手数料等への支援を開始しており、事業体の収益確保につながるものと考えています。また、仁淀川町では、他県の先進事例を参考に令和4年12月に再造林基金を設立し、森林所有者の負担軽減に向けた支援を開始しており、県としてもこうした取組への支援を行うとともに県内へ普及するよう取り組んでまいります。</p>
<p>(7) 公共交通の運転士、整備士等の技術員、空港グランドハンドリングスタッフなど、交通事業継続に不可欠な人材の確保が極めて厳しくなっている状況を踏まえ、教育委員会や労働局等との連携のもと人材確保の手立てを講ずること。</p>	<p>中山間振興・交通部</p>	<p>交通運輸分野の人材確保策については、これまでバス事業者の県外での運転士の採用活動を支援してまいりました。</p> <p>こうした中、2024年問題などを受けて更に不足するバス運転手に加えて、路面電車、タクシー、空港でのグランドハンドリングといった分野においても人材不足が深刻化しています。</p> <p>このため、これまでの取組に加え、労働局等と連携した県内での就職相談会などにより、電車なども含めて、事業者の採用活動への支援を強化するとともに、事業者が行う労働環境の改善に対する支援や、県外から移住・就職される方に対する移住支援金等により、交通運輸分野における人材確保に取り組んでまいります。</p>
<p>(8) 地元金融機関の有料人材紹介事業を活用し、人材採用した企業に対する人材紹介手数料の補助制度を創設すること。</p>	<p>商工労働部</p>	<p>企業の課題解決や事業成長のため、優秀な人材を確保することは大変重要だと考えています。このため、（一社）高知県UIターンサポートセンターでは、県の補助事業を活用し、地元金融機関とも連携しながら、県外の優秀な人材と県内企業の就業マッチングを無料又は安価な手数料で実施しているところです。</p> <p>一方で、企業が事業活動を営む上で必要となる人材確保に要する費用は、企業自らが負担すべきコストだと考えますので、ご要望のあった補助制度の創設は現時点では考えておりません。</p>

R5 要望内容	担当部署	回答 (R6年度の予算化が決定している場合は下線を引いてください)
<p>2. 2024年問題への対応</p> <p>(1)建設業の働き方改革を推進するためには、これまで以上に土日祝日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期設定が確保されなければならない。入札公告時の入札資料には、概略工程表、施工条件リストが開示されており、工程表は入札価格を検討するうえで重要な資料となるが、現場の状況からは施工が困難な工法、現場条件から乖離した工期設定、施工条件となっているものがあり、これにより工期が大幅に延長されるものや、工事の着手ができず技術者の効率的配置に支障をきたす場合がある。適正な工期設定、工期変更、現場条件が整ってからの発注、そして市町村に対する指導を行うこと。</p> <p>(2)国土交通省、県においては、公共工事の発注施工の平準化が実現しているが、他省庁や各市町村発注工事では、平準化が未だ実現しておらず、年度後半には発注が集中するために一時的な技術者不足、下請・専門業者不足が生じ、年度末には極端な繁忙期が未だ出現している状況にある。今後とも、さらなる平準化への取り組みの推進と、全ての発注者、特に市町村に対する継続した働き掛けを行うこと。</p> <p>(3)慢性化するドライバー不足の中、時間外労働の上限規制が適用され輸送能力が減少することから、物流の効率化が欠かせず、荷主側の企業の協力が非常に重要となる。一部の諸外国で法制化されている通り、荷物の積み下ろしは荷主が行う法整備を行うよう国に要請すること。</p>	<p>土木部</p> <p>土木部</p> <p>中山間振興・交通部</p>	<p>工期設定については、国土交通省の「直轄土木工事における適正な工期設定指針」を参考に週休2日制に対応した標準工事日数により設定しています。また、施工中に工期の変更が必要となった場合は、「建設工事請負契約における設計変更ガイドライン」や「工事一時中止に係るガイドライン」により適正に処理することとしています。</p> <p>工事の発注においては、現場条件から乖離した施工方法とならないよう、所長会での情報共有や担当者への研修会等を通じて適切な発注に努めてまいります。加えて、市町村に対しても公共工事の品質確保促進協議会を通じて、国や県の取り組みの共有や助言を行ってまいります。</p> <p>国、県、市町村などで組織している「公共工事の品質確保促進協議会」いわゆる「品確協」の協議会で、各市町村の土木をはじめとする契約担当者の方々と、平準化を進めるうえでの課題等について協議、意見交換させていただいております。</p> <p>また、県内の副市町村長への説明会の場や、財政や総務担当課長の集まる会議でも、計画的な発注、施工時期の平準化を進めて行くには、繰越明許費や債務負担行為の議案を発注の段階において判断した上で、早めに議会に上程していくことが重要であることを、丁寧に説明しております。</p> <p>今後引き続き、国、県、市町村が一体となって平準化を進めるとともに、市町村に対しては、計画的な発注に取り組むよう、繰り返し働きかけてまいります。</p> <p>国においては、トラック輸送に関する契約の見直し、荷主企業や物流事業者による「自主行動計画」の策定と着実な実施等を進めるとともに、荷待ち・荷役時間の削減、多重下請構造の是正等に向けた「規制的措置」についての法制化が進められています。</p> <p>ひきつづき、この動向を注視しながら、必要に応じ国への提言等を行ってまいりたいと考えております。</p>
<p>3. エネルギー・物価高騰対策</p> <p>(1)世界的なエネルギー価格の高騰に伴い、電気・ガス・燃料油等の価格が上昇する中、国においては、激変緩和対策措置として電力・都市ガスの小売事業者や燃料油の元売り事業者等に対する補助金を支給することにより実質的に小売価格を抑制し、家庭や企業等の負担軽減を図っている。今冬の高需要期を含め、今後急激な負担増とならないよう持続的な負担軽減措置を行うよう国に要望すること。</p> <p>(2)物価上昇を抑制するためにも、事業用車両にかかる高速道路料金、本四高速の料金の大幅な軽減、または無料化を国に要望すること。また、高速道路の深夜割引の改定に伴い長距離通過減法も見直されるが、四国の事業者においては本四架橋が対象外となっているため不利益を被っており、本四とネクスコの割引制度の一体化を国に要望すること。</p>	<p>商工労働部</p> <p>中山間振興・交通部</p>	<p>電力価格をはじめとするエネルギー・物価等の高騰が国民生活や企業の社会経済活動に多大な影響を及ぼしていることから、こうした影響を最小限にとどめるよう国へ政策提言を実施しております。今後も必要に応じて、国への政策提言を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>国に対し、引き続き高速道路料金の事業者向け割引の継続など、交通運輸事業者の負担軽減のための施策の実施を求めてまいります。</p>
<p>II. アフターコロナを踏まえた中小企業・小規模事業者の支援強化</p>		
<p>1. 資金繰り支援策の拡充</p>		
<p>(1)令和5年3月に新たな起業家を創出することを目的に、経営者による個人保証を徴求しない「スタートアップ創出促進保証」が全国統一制度として創設されたものの、保証料率が1.05%であり、既存の県制度(創業サポート保証)の保証料率0%と比して、割高感があること等から利用実績が無い状況にある。保証料補給により創業者の費用負担を軽減し、新たな起業家の創出を促進するため、県制度を創設すること。なお、本制度については既に41の都道府県と市において自治体制度が創設され、多くの保証実績につながっている。</p>	<p>商工労働部</p>	<p>従来創業者等応援融資を一般枠とし、経営者保証を不要とするスタートアップ創出促進枠を昨年11月に創設しました。</p>

R5 要望内容	担当部署	回答（R6年度の予算化が決定している場合は下線を引いてください）
(2)高知県特別融資制度「伴走支援型特別保証融資」での保証料率を他県のようにSN保証5号も0%とするよう制度を拡充すること。	商工労働部	<p>県では、国に先駆けて県独自のコロナ融資を創設し、多くの事業者の資金繰り支援を行ってきたところです。限られた財源の中で、事業者の資金繰り支援を行いながら、県経済の下支えを図るため、より厳しい事業者に特化して保証料の上乗せ補給を行っているものです。</p> <p>引き続き、金融機関や商工会・商工会議所と連携し事業者の資金繰り状況など情報収集に努め、必要に応じて対策を検討してまいります。</p>
(3)高知県中小企業活性化協議会の活用による経営改善を促進するためにも、利用企業の負担軽減策を講じること。	商工労働部	<p>事業者が経営改善計画等を作成し、それに基づいて経営改善を図る取り組みは重要です。中小企業活性化協議会を活用して経営改善計画等を作成する場合、作成費用の2/3の補助と負担軽減策が図られています。加えて本年2月からは民間金融機関による支援も補助対象（早期経営改善計画、1年間）とする新たな措置を設けているなど、事業者の利用促進に向けた取り組みも強化されています。今後その利用状況を注視していくとともに、事業者、中小企業活性化協議会、金融機関とも連携し情報収集に努め、必要に応じて対策を検討してまいります。</p>
(4)アフターコロナ後の柔軟性を確保するためにも、保証協会版資本性ローンの創設について、責任共有を含め、その在り方を金融機関とも検討すること。	商工労働部	<p>資本制ローンについては、日本政策金融公庫と地域金融機関が連携し、取り扱っているところです。金融機関からは年に1件～2件程度の利用と伺っており、まだ、件数としては少ない状況ですが、今後も情報収集に努め、必要に応じて対策を検討してまいります。</p>
2. デジタル化支援の継続・強化		
(1)高知県や高知県産業振興センターに設けられている企業内のデジタル化推進を支援する諸補助制度は非常に有効であるため、今後も継続すること。	商工労働部	<p>本県独自の「デジタル技術活用促進事業費補助金」につきましては、令和5年度12月補正予算で約3億円を措置し、令和6年1月15日から募集を開始しています。また、国のIT導入補助金も随時募集がなされています。</p> <p>これらの補助制度を活用して事業者がデジタル化を進めるためには、商工団体や金融機関などの支援機関のサポートが欠かせないため、引き続き補助金の申請支援などのご協力をお願いします。</p>

R5 要望内容	担当部署	回答（R6年度の予算化が決定している場合は下線を引いてください）
<p>(2)高知県が昨年度策定した「高知県建設業活性化プラン」「デジタル化促進モデル事業」について、多くの地元建設業者が活用し、デジタル化促進に成果がみられていることから、同制度による人材育成やきめ細かい丁寧な指導等、中小建設企業への支援継続と更なる拡充をはかること。</p>	<p>土木部</p>	<p>「高知県建設業活性化プラン」については、令和4年2月にバージョン3に改定し、「人材確保策の強化」と建設現場のデジタル化による「生産性向上の推進」を大きな柱に据え、さまざまな施策の推進に取り組んでおります。</p> <p>「人材確保策の強化」については、小中高校での出前授業や保護者も参加できる現場見学会の実施などによる「児童生徒と保護者へのアプローチ」、SNSや動画などによる「建設業の魅力発信」をはじめ、働き方改革支援研修や外国人材の制度説明会などを通じ「女性活躍の支援」や「外国人材確保の支援」などを進めております。特に次世代の担い手確保のため、小中高校での出前授業等において、建設業の重要性や魅力を伝える取り組みを強化しており、本年度は10市町（10土木事務所）で開催しましたが、来年度は12市町村（全12土木事務所）までに拡大し取り組んでまいります。</p> <p>また、来年度からは、女性が活躍するビジネスモデルの経営者向けセミナーの開催や建設ディレクターの導入の後押しなど、女性活躍につながる取り組みを進めてまいります。</p> <p>「生産性向上の推進」については、高知県建設業デジタル化促進モデル事業により、令和3年度、令和4年度で合計48社に、ICT機器の導入経費などに対して補助を行い、補助を受けた建設事業者の効率化等の事例を他の建設業者に紹介するなど、ICT活用工事の県内全域への横展開を進めているところです。</p> <p>加えて、経営者を対象として、デジタル技術を活用した建設現場の生産性向上の事例を紹介する講習会や、初めてデジタル技術を活用する現場技術者を対象に「3次元設計データ作成技術」などを習得する実践的な研修を実施し、人材の育成にも取り組んでいます。</p> <p>今後は、「デジタル技術を活用した構造物の出来形計測」など、最新のデジタル技術に関する研修を充実させるなど、引き続き人材の育成に取り組んでまいります。</p>
<p>(3)経済合理性に基づいた民間主導での5G整備が県内の広い範囲での利用が可能となるまでに長い期間を要することが想定される。情報環境整備が遅れた地方こそ早期整備が必要であることから、国・県のイニシアティブのもと、整備を強力に支援すること。</p>	<p>総務部</p>	<p>5G整備については、令和3年度末に策定されたデジタル田園都市国家インフラ整備計画において、令和7年度末に各都道府県で人口カバー率90%以上を目指すとしており、本県では令和4年度末時点で83.2%となっているところです。</p> <p>都市部を中心に整備が進められている傾向があるため、地域間の偏りなく着実に基地局が整備されるよう、県としても、引き続き各キャリアへの働きかけや全国知事会等を通じて国に提言をしております。</p>
<p>3. 地産地消・地元企業の受注機会増加に向けた支援</p>		
<p>(1)地域建設企業は、社会資本整備の担い手であるのみならず、地域を熟知してその特性に応じた防災・減災活動に取り組み、地域住民の安全で安心な生活を守るとともに、ひとたび災害が発生すれば「地域の守り手」として真っ先に現場に駆けつけ、道路啓開や応急復旧に携わっている。地域の安全・安心の確保のためには、地域建設企業の持続・発展が必要不可欠であることから、引き続き、地域に貢献する技術と経営に優れた地元の建設企業が適正に受注できるよう、地域ごとの事業量確保にご留意いただくとともに、引き続き、「地元の工事は地元の企業に」を原則として、受注機会を確保すること。</p>	<p>土木部</p>	<p>建設事業者の役割は、社会資本の整備だけでなく、地域の基幹産業として、また、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害が発生した際には、地域防災力の要として県民の安全と安心を確保するといった公的な役割も担っています。</p> <p>そのため、総合評価方式による入札では、価格のみならず、技術力や地域性・社会性について、事業者や技術者の様々な評価を加えて、落札者を決定しています。</p> <p>その中で、地域性・社会性については、地域の守り手として重要な役割を果たす観点から、事業所の所在地や災害への備えなどについて、評価を行っているところです。</p> <p>今後も事業者が健全な経営を保ち、地域に存続していけるような入札制度となるよう、常に建設事業者の声を聞きつつ、継続的に検証を重ねてまいります。</p>
<p>(2)公共工事で県内業者に優先発注する制度について、受注先企業が調達する資材等についても、県産木材やコンクリート2次製品以外の資材についても可能な限り県内企業優先・地産地消が進むよう制度改善すること。</p>	<p>土木部</p>	<p>工事の受注者には、特記仕様書において、資材の機能、品質、価格等が同等であれば、県内産の資材を優先使用することとしており、引き続き県内産資材の優先使用の要請に取り組んでいきます。</p>

R5 要望内容	担当部署	回答（R6年度の予算化が決定している場合は下線を引いてください）
<p>(3) 県産木材の新たな需要先である非住宅の建築物、昨年の建築基準法の改正を踏まえた環境性能の高い安心・安全な住宅建築物を建てるために、求められるJAS製品の普及を一層促進し、その生産・流通を需要に応じて拡大していく必要がある。このため、木造住宅や非住宅建築物におけるJAS製品の普及を後押しするよう、施策を強化すること。</p>	<p>林業振興・環境部</p>	<p>木造住宅に対してはJAS製品への支援を嵩上げし、木造非住宅建築物の建設に対してはJAS製品のみを構造物の補助対象とするなど需要の拡大を図りつつJAS認定取得を促進するよう支援を行ってまいりました。また、令和5年4月からスタートした「高知県環境不動産」の認定制度により非住宅建築物の建築を促進する中でも、JAS製品の普及を後押ししたいと考えております。</p>
<p>(4) 昨年夏頃より物価高騰により建築需要の減退が起り、木造住宅が大半を占める持ち家の着工件数が前年度を下回る傾向にある。また、欧州産材の在庫等の関係で製材品価格が大幅に低下している。これらの状況を踏まえ、県産木材の木造住宅、民間建築物への利用がさらに加速するよう、今まで以上に制度拡充をはかり、周知啓発すること。また、引き続き公共建築物への県産木材使用について市町村に波及させること。</p>	<p>林業振興・環境部</p>	<p>木造住宅、民間建築物への県産木材の利用につきましては、これまでも設計や建築に対する支援を行ってまいりました。 令和5年4月からは、一定以上の木材を利用し、環境性能を有した非住宅建築物や4階建て以上の中高層住宅を「高知県環境不動産」として認定し、不動産取得税（県税）の課税免除や容積率の制限緩和を適用する制度を開始しました。こうした取組を経済団体やその会員企業等にPRし、県産木材の利用拡大を進めてまいります。 公共建築物の木造化につきましては、県産材利用推進本部会において、県有施設を原則木造化の検討対象とし、技術面等で木造化が困難な場合を除き全施設の木質化を目標としています。さらに、林業事務所単位で市町村や関係機関の参加により設置した県産材利用地域推進会議やTOSAZAIセンターにより木材利用に関する情報提供や提案活動等を行う中で市町村施設についても木造化、木質化を促進してまいります。</p>
<p>(5) ウッドショックの際に、国産材の供給の増大を建築関係者等から強く求められたが、乾燥機をはじめ製材機械の能力不足、担い手の不足などの課題があり、需要に応じた県産材供給に対応できなかった経緯がある。本県の豊富な森林資源を活かし、県産材の製造販売を拡大していくためにも、効率化や性能・品質を高めるための木材加工施設の整備に向けた支援策を講じること。また、県内の中小製材事業者は財務体質がぜい弱であり、自社単独での設備投資が難しい事業者が多いことから、共同乾燥など施設の整備や拡充に対する支援を設けること。具体的には製材業専門支援制度の創設や、既存支援事業への専門枠創設、共同申請制度などを想定する。</p>	<p>林業振興・環境部</p>	<p>木材加工流通施設等の整備につきましては、これまでも高品質な製品を安定的に供給できる体制を構築するため、国費事業を活用し支援してまいりました。また、大がかりな設備投資が困難で国費事業の対象とならない小規模な製材事業者に対しては、県単独事業により人材育成なども含めて支援を行ってまいります。その中で、引き続き、共同化・協業化による木材乾燥機の導入なども支援してまいります。</p>
<p>(6) 日本の大消費地は関東圏、東海圏、関西圏であり、地産外商を推進する上で大消費地から遠い高知県は運送コストがかさむため不利となる。この問題を解決するため、大型トラックの高速道路の制限速度を現在の80kmから100km（大型バスは100km）へ引き上げるよう国に要望すること。</p>	<p>中山間振興・交通部</p>	<p>国において、大型トラックの高速道路の制限速度を現在の80kmから90kmへ引き上げる方向で検討されております。一方、90kmよりも高い速度への最高速度の引上げは、車両の安全性が担保されていないこと、こうした速度で走行した場合の道路交通の安全にもたらす影響が検証されていないこと等を踏まえ、引き上げが見送られているところです。 さらなる最高速度の引上げについては、安全性の確認等、今後の国における検討状況も注視しながら、必要に応じ、国への提言等を行ってまいりたいと考えております。</p>
<p>(7) 高知県農商工連携協議会で推進する土佐茶の利用促進について、参画団体においても傘下企業の利用促進をはかっていくが、県内の公的機関における利用を促進すること。</p>	<p>農業振興部</p>	<p>令和5年度においても、昨年度に引き続き「土佐茶プロジェクト」を実施しております。 公的機関における利用促進に向けては、令和5年6月に、県庁全所属及び県内全市町村に対し、会議等での土佐茶の利用促進に係る依頼を行っております。 また、農業振興部では、同年7月に県内7か所にて開催した「産業振興計画に係る意見交換会」で参加者97名に産地還元型ペットボトル茶を配布したり、各課が開催する会議やセミナー等では、土佐茶を積極的に利用したりするなど、県主催の各種会議での利用が進んでおります。 市町村においても、会議のほか視察等の来客対応に積極的に利用していただいている市町村もございます。 来年度は、産地還元型の新たな商品の活用についても周知を図ってまいります。</p>

R5 要望内容	担当部署	回答 (R6年度の予算化が決定している場合は下線を引いてください)
<p>4. 商店街・中心市街地活性化</p> <p>(1)高知市中心商店街に導入が検討されている通行量観測システムについて、収集・分析したデータの活用方法や、将来に渡って継続できる運用方法等について商店街振興組合と十分に検討し、役割分担をはかること。また、データを県市で共有しながら、例えば閑散期の中央公園地下駐車場の利用料金割引などをはじめ、効果的な賑わいづくりや店舗の経営改善につなげていくこと。</p>	<p>商工労働部</p>	<p>人流計測システムにつきましては、取得したデータを基に戦略を練り、商店街の活性化や個店の経営戦略に生かしていくことが大変重要だと考えております。そのため、人流計測システムの導入を支援するとともに個店が取り組むデジタルデータ活用等による経営力強化のための取組に対して専門家を派遣してまいります。また、人流計測システムにより取得したデータを活かして、商店街の皆さまとともにサービスやイベントの企画、立案、その後の効果検証を行いながら、商店街の活性化を目指してまいります。</p>
<p>5. 円滑な経営支援に向けた対応</p> <p>(1)高知県の補助金等支援策は種類が増加したに関わらず、説明窓口は担当部署ごとに別れており一覧性に欠いている。ポータルとなる受付窓口やホームページを設けること。</p> <p>(2)地域経済の大宗を占める中小企業・小規模事業者の経営の安定化と、創業・経営革新・販路開拓など経営力の向上、計画策定支援、新設される各種支援施策への相談対応や事業の実施など、経営指導員の果たす役割は質・量ともに増加している。役割増加を鑑み、小規模事業者数によらず、経営指導員数を維持すること。また、商工会議所の財政安定に向け、各種支援に関する手数料の扱いや、会員・非会員間のサービスのあり方について高知県小規模事業経営支援事業費補助金の要綱を緩和すること。</p>	<p>商工労働部</p> <p>商工労働部</p>	<p>県の補助金等支援策は、商工分野だけでも、研究開発やデジタル化に対する支援、エネルギー・物価の高騰や人手不足への対応など多岐にわたっております。これまで、新型コロナウイルス感染症のような県民への影響の大きな事案が発生した際には、支援窓口・制度一覧を作成するなどの対応を行ってまいりました。今後も、県民・事業者にとって分かりやすい情報発信に努めてまいります。</p> <p>経営指導員の担うべき役割は大変大きなものがあると考えており、経営指導員の設置基準については、これまでも検討を重ねてまいりました。こうした中、商工会議所連合会及び商工会連合会からサービスのさらなる向上や業務効率化の取り組みについての事業計画が示されたことから、これまで小規模事業者数に連動させていた設置基準を、この4月から定数化したいと考えています。なお、定数化は恒久的なものではなく、5年ごとに外部環境や支援ニーズなどの変化も踏まえて検証し、必要に応じて見直しを検討していきたいと考えております。</p> <p>また、各種支援に関する手数料の扱いや、会員・非会員間のサービスのあり方につきましても引き続き議論を継続し、必要に応じて要綱の改正についても検討してまいります。</p>

R5 要望内容	担当部署	回答（R6年度の予算化が決定している場合は下線を引いてください）
<p>(3)補助金ごとに経営計画の策定が求められるため、複数の補助金を申請した企業は複数の経営計画を有する状況が生じている。本来、企業にとって経営計画は1社1つでなければ企業がPDCAを回すことも、支援機関がモニタリングするのも困難である。1計画で複数の補助金を使用できるよう、制度改善すること。また、産業振興計画のKPIを経営計画の策定数ではなく、策定企業数に変更すること。</p>	<p>商工労働部</p>	<p>経営計画（事業計画）については、補助金の目的によって求める項目や情報量が違う場合が多いため、1つの経営計画に集約することは現実的には難しいのではないかと考えています。一方で、ご指摘の観点も重要だと考えおりますので、補助金の制度設計に際しては、様式を共通化するなどして、良い意味で事業者と支援機関の負担軽減を図ってまいります。また、産業振興計画のKPIにつきましては、商工会・商工会議所の経営支援を1つの指標で質的・量的に測ることは困難であることから、現在の経営計画策定支援件数を量的な指標として把握しつつ、新たに質的な指標として、経営計画を策定した事業者の経営レベル評価を行うことを検討しております。</p>
<p>III. 観光振興対策の推進について</p>		
<p>1. 「極上の田舎・高知」をコンセプトとする観光振興策の企画充実をはじめ、2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)までの観光振興策を拡充させること。</p>	<p>観光振興部</p>	<p>現在、連続テレビ小説「らんまん」の放送という絶好の追い風を生かして、本県観光は大きく回復してきているところですが、この盛り上がりをいかに継続させていくかが重要であるため、来年度から4年間、新たに「どっぷり高知旅キャンペーン」を展開していきます。 このキャンペーンにおいて、「極上の田舎、高知。」をコンセプトとし、これまで磨き上げてきた自然や食、歴史・文化を総動員し、観光客の皆さんに、深く、たっぷりと本県の魅力を味わっていただけるよう取り組みを強化し、大阪・関西万博も見据えて観光振興を図ってまいります。</p>
<p>2. プロ野球1軍キャンプが実施できるよう他球団との実践的な練習ができる環境整備や施設整備、受入体制の充実をオール高知で図るとともに、各スポーツのキャンプ並びに公式戦、社会人、大学、小中高校生のスポーツ合宿などの誘致を図ること。また、スポーツ以外の全国的なイベントや会議についても積極的な誘致を図ること。</p>	<p>文化生活スポーツ部</p>	<p>プロスポーツキャンプやアマチュアスポーツ合宿の誘致をはじめとするスポーツツーリズムの推進に関しては、本県の観光戦略の柱の一つとして、高知県観光コンベンション協会をはじめ、関係部局や市町村、競技団体等と連携しながら、引き続き誘致に向けた取組を進めてまいります。 現在、プロ野球キャンプについては、阪神タイガースは安芸市営球場、オリックスバファローズは高知市東部総合運動場野球場、西武ライオンズは春野総合運動公園野球場で実施しています。各施設には雨天練習場が整備されていますが、今後も庁内関係部局をはじめ、チーム関係者や施設の指定管理者などと協議を行いながら、受入環境の充実を図ってまいります。 令和5年度は、箱根駅伝で活躍されている青山学院大学陸上競技部が2年続けて本県での合宿を実施したほか、7月にはラグビーリーグワンに所属する花園近鉄ライナーズが初めて本県で合宿を実施しました。 このように、今後とも本県でのプロスポーツキャンプの実施に向けた球団等との密接な関係づくりに努めるとともに、市町村や競技団体等と協力しながら、社会人、大学、小中高生のスポーツ合宿などの誘致活動に取り組んでまいります。 また、スポーツ以外の全国的なイベント等についても高知県観光コンベンション協会の助成制度のPR等も行いながら、積極的に誘致を図ってまいります。</p>
<p>3. 旅行需要喚起のための助成制度等を継続すること。その際、団体旅行に対する支援にも重点を置くこと。</p>	<p>観光振興部</p>	<p>県では、コロナ禍による大幅な旅行需要の減少に対応するため、国補助金等を活用しながら、「高知観光リカバリーキャンペーン」「高知観光トク割キャンペーン」を実施してきましたが、旅行需要の一定の回復が見られており、リカバリーキャンペーンについては令和5年1月31日、トク割キャンペーンについては令和5年10月31日をもって終了しているところです。 今後は、どっぷり高知旅キャンペーンを通じて本県への観光誘客を図るとともに、あわせて、コロナ禍前から実施している旅行会社向けの助成やセールスを継続して実施し、団体旅行の誘客も視野に入れて取り込んでいきます。</p>

R5 要望内容	担当部署	回答 (R6年度の予算化が決定している場合は下線を引いてください)
<p>4. アフターコロナのインバウンド観先を見据え、海外から高知県へのアクセスの悪さを克服するためにも、高知龍馬空港の国際ターミナルの整備を推進すること。また、エアラインとの各種調整など、国際チャーター便の就航を拡充するための準備を進めること。</p>	<p>中山間振興・交通部 観光振興部</p>	<p>【中山間】 高知龍馬空港の新ターミナルビル整備については、令和5年10月、県が設置している検討会議において、現在のビルの改修とセットで整備する案が承認されました。県では、これを踏まえ、新ターミナルビルの整備を進め、大阪・関西万博が開催される令和7年度の完成を目指してまいりたいと考えています。また、国際線の拡充に向けて、施設整備に併せてグランドハンドリングスタッフ等の人材確保及び育成への支援に努めてまいります。</p> <p>【観光振興部】 現在就航中の台湾定期チャーター便の定着化を図り、定期便化を目指すとともに、香港や韓国の航空会社へのセールス活動を継続的に行ってまいります。</p>
<p>5. 日本遺産への登録および外国人旅行者向けの「広域観光周遊ルート」として全国7地域のひとつに選ばれた「四国八十八箇所と遍路道」が世界遺産暫定リストに追加されるよう、県内商工会議所女性会は四国内の女性会を巻き込みながら積極的に活動を展開している。四国四県推進協議会を盛り上げ、官民挙げた取り組みを引き続き積極的に推進すること。</p>	<p>文化生活スポーツ部</p>	<p>世界遺産暫定一覧表への登録に向けては、「四国遍路世界遺産登録推進協議会」（以下「推進協議会」。構成員：四国4県58市町村97団体）を設立し四国の官民が一体となって取り組んでいます。高知県商工会議所女性会におかれましては、歩き遍路のために石柱設置や遍路道の清掃活動など、機運醸成に向け積極的に取り組んでいただいております。感謝申し上げます。</p> <p>登録に向けた課題のうち「構成資産の保護措置」について、県では史跡指定を目指した文化財調査を計画的に進め、これまで7寺院が終了し、うち、1寺院（R3.10.11付 第35番札所清瀧寺）が国史跡に指定されました。令和3年3月には文化審議会から「我が国における世界文化遺産の今後の在り方」（第一次答申）が示され、地域コミュニティが参画した持続的な資産の保存・活用がより重要となっています。県では、令和2年度からクラウドファンディングの仕組みを活用した「高知家」遍路道プロジェクトを展開し、地域の活動団体が実施する遍路道の維持修繕など、地域と一体になった持続可能な仕組みづくりを支援する取組を進めるとともに、推進協議会が主催する四国遍路や世界遺産への理解を深める研修会等の実施や、NPO団体が主催する四国全県で一斉に遍路道を歩き点検する「一日一斉おもてなし遍路ウォーク」に参加し機運の醸成にも努めています。</p> <p>今後も引き続き、高知県商工会議所連合会をはじめ、推進協議会の構成員の皆様と連携しながら、世界遺産登録に向けて積極的に取り組んでまいります。</p>
<p>6. 高知県観光のPRとイメージアップを図るため、テレビ番組、映画等マスメディアのロケ誘致を積極的に展開すること。特に、ジョン万次郎のNHK大河ドラマ化の実現に向けて積極的に支援すること。</p>	<p>観光振興部</p>	<p>映画等マスメディアのロケ誘致については、（公財）高知県観光コンベンション協会に専門職員を配置し、制作側の意向に沿ったロケ地を積極的に提案することや、ロケ地との調整やフォローを行うなど、充実したロケが実施できるよう丁寧な対応を積み重ねることで、誘致に繋がっているところです。</p> <p>あわせて、県としてもテレビ番組等による全国への情報発信を図るため、全国や近県メディアを活用したパブリシティ活動を展開しています。</p> <p>引き続きこうした対応を行い、今後のロケ誘致及び高知県の情報発信に取り組んでいきます。</p> <p>また、ジョン万次郎のNHK大河ドラマ化につきましては、誘致活動を行う同実現高知県実行委員会に県も参画し、地域の皆様とも連携しながら、引き続きNHKをはじめとする関係機関に働きかけを行ってまいります。</p>
<p>7. よさこい祭りを発展させ、経済波及効果を高めていくためにも、情報化対策などのソフト面での支援を手厚くすること。</p>	<p>観光振興部</p>	<p>よさこい祭りについては、これまでよさこい祭支援事業費補助金で支援してきており、補助事業の対象として、どういった内容が適当であるかは今後も検討していきます。</p>

R5 要望内容	担当部署	回答 (R6年度の予算化が決定している場合は下線を引いてください)
IV. 防災対策・脱炭素対策の推進について		
1. 防災対策の推進		
(1) 浦戸湾三重防護の早期完成に向け、商工会議所も国への要望活動を展開していくが、県においても事業期間内にすべての整備が終了できるよう、スピード感を持って事業を推進するよう国に要望するとともに、事業の必要性や内容について県民周知をはかること。	土木部	<p>浦戸湾の三重防護は、県都高知市の津波被害を最小化し、発災後の県全体としての早期の復旧・復興につながる重要な事業です。</p> <p>この事業を確実に推進していくためには、予算の確保が最重要課題であり、これまでも予算の重点配分や5か年加速化対策予算の確保などについて、国に政策提言を行ってきました。</p> <p>今後も引き続き、国に政策提言を行い、事業の早期完成に向けてスピード感を持って取り組むとともに、広く県民へ事業の必要性について理解を深めて頂くよう、国や貴職のお力をお借りしながらホームページや各種イベントを通じて広報活動にも取り組んでまいります。</p> <p>今後も貴職におかれましては、支援をお願いいたします。</p>
(2) 近年の気候変動により毎年全国各地で甚大な水害が頻発している状況に鑑み、仁淀川、物部川、四万十川、吉野川等、各水系全県下に渡る河川防災事業をさらに推進すること。	土木部	<p>近年頻発している激甚な水害や、気候変動による今後の降雨量の増大などに備え、河川の流域のあらゆる関係者が協働して、水害を軽減させる、いわゆる「流域治水」の取組が全国で進められています。県内においても、国が管理する仁淀川など4つの1級水系と県が管理する国分川など15の水系で、流域全体で実施すべき対策を取りまとめた「流域治水プロジェクト」を順次、作成・公表しており、令和5年度中の完了を予定しています。</p> <p>今後は、この流域治水プロジェクトに基づき国、県、流域市町村が連携し、ハード・ソフト対策を進めていくこととしております。</p> <p>県内各河川のハード対策としては、5か年加速化対策の予算や、有利な地方債を最大限に活用し、河床掘削、河川改修、堤防の耐震対策、排水機場の老朽化対策等の河川防災事業を引き続き推進してまいります。</p>
(3) 高知県防災アプリや高知県防災マップの有用性は高いため、さらなる周知をはかること。また、高知県防災マップには長期浸水予想エリア等の情報は出ないため、反映されるよう改良すること。	危機管理部	<p>防災アプリや防災マップは、これまでも様々な防災活動で活用を図っており、今後も自主防災活動や学校教育の場などで活用されるよう、出前講座の機会を通じてさらなる周知を図っていく予定としています (R6年度予算 防災アプリ出前講座用動画制作)</p> <p>また、長期浸水エリア等の情報については、高知県防災マップの中に表示できるよう改良をする予定です。</p>
(4) 県内商工会議所が耐震化や、建て替えを行う際には県、商工会議所所在地市ともに行政支援を継続すること。	商工労働部	<p>商工会議所などを建て替える場合については、「自己資金での建て替えが原則であること」、「原則に基づき、実際に建て替えや移転が行われていること」、「商工会議所以外にも公共的団体は数多くあり、これらに支援していくには、相当の財源の確保が必要となること」といった3点から、現状、県としての支援は難しい状況にあります。こうしたことから、これまで相談のあった団体に対しては、国の補正予算も含め、活用できる助成金の有無を確認し、紹介する等対応を行っています。今後も相談があった際には他の取組事例も紹介しながら引き続き丁寧に対応してまいります。</p>
(5) 国土強靱化対策は一朝一夕に完了するものではなく、長期に渡って安定した公共事業予算が必要となる。また、公共事業による経済の波及効果、いわゆる「乗数効果」は本県のような地方圏では極めて有効であり、強靱化事業が本県経済の下支えとなっていることを踏まえ、今後の中期計画の策定にあたっては、加速化対策の5年の年限と15兆円規模がさらに拡大されるよう中央要路へ強力に働きかけること。	土木部	<p>「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の予算・財源を安定的に確保するため、政策提言や全国知事会など様々な機会を通じて、国などに対し、積極的に働きかけをしてきました。その結果、事業規模の目途として当初示された約15兆円のうち、これまでの4か年で約11.8兆円を措置していただいているところです。</p> <p>また、昨年6月の国土強靱化基本法の改正により、国土強靱化実施中期計画の策定が法定化されました。これにより、強靱化の実実施計画が切れ目なく策定され、継続的・安定的に国土強靱化の取り組みを推進することが可能となりました。</p> <p>この計画に基づき、「5か年加速化対策」後においても、中長期的な見通しのもと、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保して、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めていけるよう、国などに対し、引き続き強く訴えてまいります。</p>

R5 要望内容	担当部署	回答 (R6年度の予算化が決定している場合は下線を引いてください)
<p>(6)労働災害の発生リスクの高い林業・木材業界は、安全確保に対する取り組みの強化が必要である。その取り組みを支援するため、事業体に対する専門家の派遣や、事業体が取り組む安全性向上への取り組みを支援すること。</p>	<p>林業振興・環境部</p>	<p>林業労働における死傷者数は、機械化などにより長期的には減少傾向にあるものの、ここ数年は横ばい傾向となっています。令和3年の死傷者年千人率でみると24.7人で全産業平均(2.7人)の約10倍となっており、安全確保に向けた対応が急務となっています。また製材業においても、林業に次いで死傷者数が多い状況です。このため、県では、令和5年度に創設した林業労働環境改善事業により専門家の派遣など林業事業者の安全性向上などの取り組みを支援することとしています。令和6年度からは、既存補助事業のメニューを追加し、通信環境の悪い森林内でも緊急時の連絡体制を構築できるよう、衛星を活用した通信環境の整備に対しても支援を行う予定です。加えて、製材業については、リスクアセスメントを実施した事業者を対象に労働安全施設の整備への支援を拡充する予定です。</p>
<p>2. 脱炭素対策の推進</p>		
<p>(1)積極的なバイオマス発電を進め環境対策に貢献している住友大阪セメント高知工場などの発電所では、あと数年でFITの買い取り期間が終了となる。また、県内のバイオマス発電所は構造上、買い取り価格次第で経営が成立しなくなる。早急に対策を国に要望するとともに、県でも対策を検討すること。</p>	<p>林業振興・環境部</p>	<p>再生可能エネルギーの固定価格買取制度では、買取原資は電気料金に加算され国民が負担する仕組みとなっています。このため、国民負担の抑制などの観点から一定の買取期間が設定されています。また、価格等については、調達価格等算定委員会で検討された意見を踏まえ、国が決定するため、その動向を注視してまいります。</p>
<p>(2)本県における水素ステーション設置実現により、高知県は脱炭素化のスタートラインに立つことができた。今後は水素を燃料とする自動車、大型トラック、バスの普及を促進するためにも、水素燃料車やEVの購入、急速充電設備導入の支援制度についても拡充すること。</p>	<p>林業振興・環境部</p>	<p>今後の水素を燃料とする大型トラック等の普及に向けて、乗り遅れることのないように水素ステーションの設置に対して支援を行い、令和5年の4月に県内初の水素ステーションが設置されました。県としても、水素の利用が拡大するよう、民間事業者を対象として、水素燃料電池車の導入に対して1台あたり上限100万円の支援を令和5年7月より開始したところ。脱炭素化に向けては、EVの導入拡大も大切であると考えています。国のクリーンエネルギー自動車補助金において、急速充電設備の導入に対する支援が令和4年度から大幅に拡充されている一方で、県内の急速充電設備は減少傾向にあることから、EV及び急速充電設備の導入促進については国の支援の状況を注視しつつ支援のあり方を検討してまいります。</p>
<p>(3)エコアクション21やISO14001認証事業者に対する高知県建設工事入札参加審査における地域点数加算は、地元建設業者の環境経営促進に非常に有効であったことを踏まえ、地域点数加算のあり方を再考すること。</p>	<p>土木部</p>	<p>県の入札参加資格審査においては、全国共通の評価項目で実施する経営事項審査の評価点に、県独自の評価項目である地域点数の評価点を加算した総合点数で格付けを行っているところです。県においては、ISO14001を平成17年度、エコアクション21を平成18年度の入札参加資格審査から地域点数の加点項目としてきましたが、令和5年1月から、当該項目が経営事項審査における評価項目となり、重複することとなりましたため、本年度の県の入札参加資格審査から外させていただきました。なお、一般競争入札による総合評価方式では、平成19年度からISO14001及びISO9001を、平成23年度からエコアクション21を加点項目として、評価しておりますことを申し添えます。</p>

R5 要望内容	担当部署	回答 (R6年度の予算化が決定している場合は下線を引いてください)
V. インフラ保全整備の促進について		
1. 道路		
<p>(1) 物流の運用効率を高め、人とモノの流れを活発にすることにより、観光をはじめ生産や流通の関連部門にも相乗効果が生まれ、県経済の活性化が図られる。加えて、南海トラフ地震発生時における迅速な救助・救援活動の実施、また、その後の復旧活動を円滑に実施するためには、確実に通行できる道路の確保が必要である。特に県民の命の道となる「四国8の字ネットワーク」のミッシングリンクの早期解消に向けた下記①～⑤の整備促進等、総合的かつ計画的な整備を推進すること。</p> <p>① 宿毛市～内海間の残区間についての新規事業化。 ② 黒潮町（佐賀）～四万十市間及び窪川佐賀道路の整備促進。四万十町中央IC～四万十IC間の早期完成。 ③ 四国横断自動車道「阿南～徳島津田」、高知東部自動車道「高知龍馬空港～香南のいち」、「芸西～安芸西」、阿南安芸自動車道「桑野道路」、「福井道路」、「海部野根道路」、「野根安倉道路」（直轄権限代行区間）、「奈半利安芸道路（安田～安芸）」、「安芸道路」、「北川道路」（1工区、2-2工区）の早期整備。 ④ 計画段階評価の完了した阿南安芸自動車道「牟岐～海部」、「奈半利～安芸（奈半利～安田）」の早期事業化と、残る未着手区間である「美波～牟岐」の計画段階評価の早期着手を行うこと。 ⑤ 「高速道路における安全・安心基本計画」に基づく暫定2車線区間の4車線化を着実に実施すること。</p>	<p>土木部</p>	<p>四国8の字ネットワークは、南海トラフ地震発生時の円滑な救援活動や物資の輸送を可能とする「命の道」として、地域防災力の向上に大きく寄与するとともに、地域産業の活性化や観光振興を支える重要な社会基盤です。 このため、県では、四国8の字ネットワークの整備促進を最重要の政策課題の一つに位置付け、他県や沿線市町村、関係団体の皆様とも連携しながら国等に政策提言を行うなど、早期完成に向けて積極的に取り組んでいるところです。 今後も、残る未事業化区間の早期事業化や、事業中区間の早期完成に向け、関係する皆様と連携し、引き続き、国等に対して必要性を示しながら、強く働きかけていきます。</p> <p>① 宿毛市～内海間について 「宿毛新港～一本松」間及び「御荘～内海」間が、昨年度新規事業化となりました。残る「宿毛和田～宿毛新港」間の早期事業化に向け、引き続き、国等に働きかけていきます。</p> <p>② 黒潮町（佐賀）～四万十市間及び窪川佐賀道路について 窪川佐賀道路では、用地買収やトンネル・橋梁等の工事が進められています。佐賀大方道路（黒潮町～四万十市間）では、用地買収や橋梁等の工事が進められています。</p> <p>大方四万十道路（黒潮町～四万十市間）の一部区間では、地元との設計協議が完了し、用地買収が進められています。</p> <p>③ 高知東部自動車道、阿南安芸自動車道について 高知東部自動車道：「高知龍馬空港～香南のいち」間では、令和7年春頃の開通に向けた工事が進められています。「芸西～安芸西」間では、用地買収や橋梁等の工事が進められています。</p> <p>阿南安芸自動車道：「海部野根道路」では、地元との設計協議が完了し、用地買収が進められています。「野根安倉道路」では、地元との設計協議が完了し、用地買収が進められています。「奈半利安芸道路（安田～安芸）」は、昨年度新規事業化となり、調査設計が進められています。「安芸道路」では、用地買収や橋梁等の工事が進められています。「北川道路（1工区）」では、調査設計を進めています。「北川道路（2-2工区）」では、トンネル等の工事を進めており、令和7年春頃に全長4.0kmのうち、和田トンネルを含む2.7kmが供用予定です。</p> <p>④ 阿南安芸自動車道「奈半利～安田」間について 「奈半利～安田」間は、計画段階評価は完了しており、引き続き、早期事業化に向け、国等に働きかけていきます。</p> <p>⑤ 暫定2車線区間の4車線化について 国の「高速道路における安全・安心基本計画」（令和元年9月10日）において、高知自動車道「土佐PA～須崎東」間が優先整備区間に選定されています。引き続き、早期事業化に向け、国等に働きかけていきます。</p>

R5 要望内容	担当部署	回答（R6年度の予算化が決定している場合は下線を引いてください）
<p>(2)高知県は他県に比べて中山間地域の道路整備が遅れている。一方で全国的に、地震や大雨の災害時に、中山間地域が孤立することが深刻な問題となる中、本県においては、近い将来南海トラフ地震の発生が予想されていることから、国道439号、国道441号、国道493号など、中山間地域の道路を早急に整備すること。また、須崎～佐川間の道路拡幅工事を早期完成させること。</p>	<p>土木部</p>	<p>国道493号北川道路は、阿南安芸自動車道の一部であり、四国8の字ネットワークを構成する道路です。また、国道439号や国道441号などは、四国8の字ネットワークの整備効果を地域に波及させる幹線道路であり、日常生活を支えるとともに、災害時には「命の道」となる道路です。頻発する台風や豪雨、南海トラフ地震などの際に、中山間地域の孤立を防ぐため、地域の実情を踏まえて未改良区間の整備を進めるとともに、橋梁の耐震化や法面の防災対策についても、国道439号など緊急輸送道路において重点的に進めています。</p> <p>国道439号は、徳島市から大豊町を経由し四万十市に至る本県の中山間地域を縦貫する道路で、地域の産業や生活を支える重要な路線ですが、多くの未改良区間が残っているため、整備効果の大きい箇所から順次整備を進めています。令和6年度も、事業中の10箇所の推進を図ります。また、令和6年度の新規工区として、四万十町古味野々地区でバイパス整備に着手いたします。</p> <p>国道441号は、四万十市の中村地区と西土佐地区を結ぶ唯一の幹線道路で、四万十川の観光道路としての役割も果たすことから、重点的に整備を進めています。口屋内バイパスでは、口屋内トンネル（Ⅱ）の工事にあわせて、棧道橋工事を一体的に進めています。また、中半バイパスも令和6年度からの工事着手に向けて、橋梁の詳細設計や用地買収を進めています。この2つの工区が完成しますと当路線の全線改良が完了することになりますので、早期完成に向けて取り組んでいきます。</p> <p>国道493号北川道路1工区（安倉～和田）では、令和6年度からの工事着手に向けて、橋梁の詳細設計や用地買収を進めています。北川道路2-2工区（和田～柏木）では、和田トンネル区間L=2.7kmの開通予定時期を令和7年春頃としてトンネル舗装工事などを進めています。</p> <p>また、須崎～佐川間は、国道494号佐川吾桑バイパスとして重点的に整備を進めています。須崎市では、令和4年度からトンネル工事に着手しました。佐川町では、トンネルとの接続部となる橋梁下部工事などを進めています。引き続き早期の全線開通に向けて取り組んでいきます。</p>
<p>(3)国道321号市街地間の高台ルート及びアクセス道の整備について前向きな検討を進めること。</p>	<p>土木部</p>	<p>土佐清水市では、平成29年3月に策定された「土佐清水市まちづくり構想」を実現するため、平成30年度から「長期的なまちづくりの観点で、住宅などの高台移転にどのような事業を活用して整備を進めていくのか。」といった具体的な整備手法やスケジュールなどの勉強会を始めており、県もこれに参加しています。</p> <p>令和4年12月に土佐清水市役所で開催された勉強会においては、高台移転に活用できる国の補助事業について説明を行ったところです。</p> <p>また、令和6年度から、土佐清水市においても「事前復興まちづくり計画」策定に取り組むと聞いております。</p> <p>引き続き、まちづくり構想を実現するため、まずは、土佐清水市が主体となって、高台移転の整備手法を検討いただき、その中で道路整備の可能性についても検討されます。</p>
<p>2. 公共交通機関</p>		
<p>(1)県内の公共交通（路線バス、路面電車、鉄道等）は、人口減少や新型コロナウイルスによる人々の行動変容により、利用者減少に歯止めがかからず、存続の危機に直面している。生活やまちづくりはもとより、観光振興や経済活動に不可欠な社会インフラであり、脱炭素社会推進、少子化対策の観点でも重要な地域公共交通を、安全性、利便性等を確保しつつ、維持・継続するとともに、前向きな取り組みへの基礎とするためにも、公共による老朽化施設設備・車両の更新や、運賃の一部公的負担による利用しやすい運賃設定など、既存の枠にとられない効果的な制度・仕組みを創設すること。また、実施のために必要な財源の確保を行うこと。</p>	<p>中山間振興・交通部</p>	<p>公共交通は通勤や通学、通院などの日常の移動手段として、県民生活に必要な不可欠なものであり、また、観光やビジネスの足としても大変重要なインフラと考えております。</p> <p>このため、これまでも中山間地域の移動手段の確保対策や、交通事業者に対する本県独自の補助制度の創設などに取り組んできたところです。</p> <p>今後も、「県民生活の基本インフラである公共交通を維持する」という考えのもと、市町村や交通事業者と連携して公共交通の維持に取り組むとともに、国に対しても、必要な制度構築や財源措置を求めてまいります。</p>

R5 要望内容	担当部署	回答（R6年度の予算化が決定している場合は下線を引いてください）
<p>(2) 県民・観光客の足として必要不可欠であるごめん・なはり線、中村宿毛線の存続に向けて、引き続き県が主体となって経営支援策と利用促進策を積極的に講じること。</p>	<p>中山間振興・交通部</p>	<p>県では、関係市町村とともに土佐くろしお鉄道の中村・宿毛線とごめん・なはり線を維持するため、経営安定基金の造成や、安全運行に必要な施設整備、利用促進への支援を行っております。</p> <p>また、利用促進については、県職員の出張の際に鉄道の利用を促すとともに、県や沿線自治体などで構成するごめん・なはり線活性化協議会から、JR四国に対して、観光列車のごめん・なはり線への乗り入れの継続について要望するなど、市町村とも連携し、利用促進に向けた取り組みを行っているところです。</p> <p>引き続き土佐くろしお鉄道の利用促進に取り組んでまいります。</p>
<p>3. 港湾</p>		
<p>(1) 高知新港物流ターミナルは、大型船の荷役対応可能な設備を有しているが、コンテナヤードの路面についても凹凸部分が多く存在しており、作業中の安全確保の観点からも早期の補修が必要である。令和5年度は、第3期高知新港振興プランが開始され、7月から新たに高知新港と釜山港を結ぶ外貿定期コンテナ航路が就航し、コンテナ取扱数量増加が期待される。高知港の更なる利用促進に向けたコンテナヤードの拡充と効率化・安全確保を目指した中で高知港の更なる利用促進に向けて、計画的な設備・保全修繕を計画に盛り込むこと。</p>	<p>土木部</p>	<p>コンテナヤードの路面については、舗装面積が広く補修箇所も多く存在していることから、優先順位を付けながら補修工事を進めている状況です。</p> <p>また、今後予定していますコンテナバースの増深工事と併せ、コンテナヤードの安全で効率的な利用の促進や荷役機械など安定した荷役作業が継続できるよう、維持管理計画に基づき計画的に維持補修等を実施してまいります。</p>
<p>(2) 高知新港においては、コンテナ埠頭のガントリークレーンが大型化し、浚渫も予定されているが、岸壁全長はそのままであるためヤード不足が否めない。また、バルクの蔵置場も不足している。客船の着岸や高台使用により、港湾関係者の利用と一般客の利用の混在が見られる。今のところは、港湾関係者の車両の規制を行ったり、警備員を増員したりするなど車両の行き来が混乱しないよう対応しているが、今後貨物量の増加や客船が増える事が予想されるため、これまで以上にトラックやバスなどの一般車が混在することが予想される。ついては、高知新港臨港地区の拡大構想を検討し、西工区の本格的な建設計画を策定するなど、臨港地区の「効率的かつ円滑な利用の視点」からの全体区画の見直しと、この間における当課題がもたらす問題への的確対策を講じること。</p>	<p>土木部</p>	<p>高知新港振興プランでは、現在の岸壁とコンテナヤードにおいて年間約2万7千TEUの取扱いが可能とされていますが、昨年のコンテナ取扱量は約1万2千TEUで、使用率にして約45%となっていることから、現状での荷役利用は可能と考えています。また、バルクヤードについては、利用者から増産計画（令和7年10月）に伴い蔵置場の拡張要望を受けており、現在、バルクヤードの確保に向け調整を進めているところです。</p> <p>一方、クルーズ船や高台の立地企業を訪れる一般車両と港湾関係車両の混在等につきましては、交通誘導員を配置するなど必要な安全対策に取り組んでおりますが、今後、港湾の取扱貨物量やクルーズ船の増加による課題等を踏まえ、利用状況や西工区のニーズについて聞き取り調査を実施し、対応を検討してまいります。</p>
<p>(3) 平成29年度に改定した須崎港港湾計画の事業化を具体的かつ早期に進めること。</p>	<p>土木部</p>	<p>須崎港では、船舶の大型化等に対応するため、平成29年度に港湾計画を改訂し、大水深岸壁や耐震強化岸壁の整備計画を盛り込んだところです。</p> <p>大水深岸壁の整備については、国で事業化に向けた調査等を実施していると聞いており、今後も国・須崎市と連携し、早期の事業化に向け取り組んでまいります。</p> <p>また、須崎港は、高幡地域の防災拠点港として、発災後の緊急物資の輸送等の拠点としての役割を担うため、令和5年度より港町地区の約7.5m岸壁の耐震工事（県事業）に着手し、令和6年度の完成を目指しているところです。</p>
<p>(4) 引き続き宿毛湾港の利活用を促進すること。また、岸壁・防波堤等の早期整備を図り四国西南地域の核となる広域物流港湾としての機能整備を図るため、港湾クレーンを設置するとともに、一次産業の加工場、流通倉庫、冷凍冷蔵庫機能を持たせること。加えて、第1防波堤粘り強い化工事の早期完成をはかるとともに、計画通り宿毛湾港の背後地（荷さばき地）のコンクリート舗装整備を進めること。</p>	<p>土木部</p>	<p>宿毛湾港の池島地区におきましては、課題であった港内の静穏度を確保するため、平成15年より池島第1防波堤の整備を進め、令和2年8月に池島第2防波堤の延伸整備が完成し、安全で安心して利用できる環境が整ったところです。</p> <p>現在は、防災拠点港として防災機能の向上を図るため、池島第1防波堤の粘り強い化の早期完成に向けて、予算の重点配分など国に政策提言を行っています。</p> <p>また、四国8の字ネットワークの道路整備では、池島地区の北側にインターチェンジが計画されており、時間距離の短縮や定時性の確保といった課題の改善が期待されることから、四国西南地域の物流拠点となるよう地元関係者の意見等を聞きながら、先ずは荷さばき地の舗装整備を進めていきます。港湾クレーンの設置につきましては、今後の港の利用形態や利用見通しについて、まずは関係企業から話を聞いてまいります。</p>

R5 要望内容	担当部署	回答（R6年度の予算化が決定している場合は下線を引いてください）
<p>4. 四国新幹線</p> <p>四国新幹線の整備は、交流人口の拡大による地域経済の活性化や観光振興のみならず、大規模災害への対応力向上や在来線の維持確保等の点からも不可欠である。基本計画に留まっている四国新幹線の整備計画の格上げに向け、国による法定調査を実施するための予算措置を引き続き要望すること。</p>	<p>中山間振興・交通部</p>	<p>県としましては、貴会をはじめとする多くの関係機関と連携しながら、四国の新幹線の整備計画への格上げに向けた法定調査の実施について、国に政策提言を行うとともに、四国選出の国会議員との国への要望活動や、四国の新幹線をPRするイベントなどに取り組んできました。</p> <p>昨春の徳島県知事の交代もあり、岡山経由のルートを念頭とした新幹線整備の早期実現に向け、これまで以上に四国一丸となって取り組む体制が整ったところです。</p> <p>四国の新幹線の早期実現のためには、こうした取組に加えて、<u>県民の皆さまに理解と関心を深めていただき、機運の醸成を図ることが重要と考えております。</u></p> <p>貴会におかれましても、会員の皆様への広報啓発や機運の醸成に向けた取組などについて、引き続きご協力をお願いいたします。</p>